

緊急時の連絡方法を覚えておこう

緊急時に家族や知人・友人などの安否を確認する方法として、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板など、いくつかの方法を覚えておきましょう。

災害用伝言ダイヤル171

震度6弱以上の大地震などの大規模な災害発生時に、電話番号別にメッセージを録音したり、聞いたりすることができるボイスメールサービスです。自宅などの一般電話、公衆電話、携帯電話・PHS（一部の通信事業者を除く）などで利用できます。

171

- 伝言を録音するときは 1 → 0574-00-0000 → 伝言を吹き込む
被災地の人は自宅の電話番号を、被災地以外の人は被災地の人の電話番号を市外局番から入力
- 伝言を再生するときは 2 → 0574-00-0000 → 伝言を聞く

災害用伝言板

震度6弱以上の大地震などの大規模な災害発生時に、被災者の安否情報を書き込んだり、見ることができるサービスです。NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンクモバイル、ウィルコムなどの携帯電話・PHSから利用できます。

- 各社のトップメニューから「災害用伝言板」を開く
- 伝言を登録する場合 → 「登録」を選択して伝言を入力する
- 伝言を確認する場合 → 「確認」を選択し、被災地の人の携帯電話番号を入力して伝言を見る

公衆電話

災害による停電が起きた場合、緊急措置として公衆電話が無料開放されることがあります。小銭やテレホンカードがなくても通話（国内のみ）することができます。

緊急通話用ボタン付公衆電話

緊急ボタンを押すか、硬貨を入れて通話（通話後硬貨は返却されます）



デジタル式公衆電話

カードを挿入しなくても、受話器をとるだけで通話が可能



連絡中継地点をつくる

災害時であっても、「被災地→被災地以外の場所」へは比較的電話が通じやすい場合があります。遠隔地の親せきなどに連絡中継地点になってもらい、家族の安否を確認してもらう方法も有効です。



火災編

ご存知ですか

住宅用火災警報器の設置義務

可児市では消防法および可茂消防事務組合火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられます。

新築住宅

→ すでに住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

既存住宅

→ 平成23年5月31日までに設置することが義務づけられています。

住宅用火災警報器の設置場所

基本的な設置場所は、①寝室 ②寝室がある階の階段最上部となります。他にも3階建て以上の住宅や、寝室以外の部屋が5以上ある住宅の場合には、さらに設置が必要になります。詳しくは南消防署、西可児分署にお問い合わせください。



初期消火の3原則を覚えておこう

万が一、出火した場合には、まず初期消火を行います。どんな小さな火でも、119番通報するのを忘れないようにしましょう。

1 通報 → 2 初期消火 → 3 避難

- 大きな声で「火事だ!」と叫び、隣近所に知らせる
- 声が出ない場合は非常ベルや音の出るものを叩いて知らせる
- 小さな火でも必ず119番通報する
- 火が横へ広がっているうちは消火可能
- 消火器や水、座布団など手近なものを活用して消火する
- 火が天井に燃え移ったら、迷わず避難する
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を遮断する



消火器の使い方

- 安全ピンに指をかけ上に引き抜く
 - ホースをはずして火元に向ける
 - レバーを強く握って噴射する
- 風上から、やや腰をおとして低く構える
 - 熱や炎を避け、炎に真正面から向き合わない
 - 炎を狙うのではなく、火の根元を掃くようにホースを左右に振る

